

村農業委員決る

選挙委員は無投票

任期満了にともなう本村農業委員、次の十七氏が今後三年間、員会委員の選挙は四月二十七日 本村の農政を担当されることに投票が行われる予定であったが、その前日まで候補者十二人のうち二人の辞退があつて選挙委員の定数十人をこえないこととなつたため無投票に終つた。

その後、村内各農協・農業共済組合・村議会等の選任委員も決つた。

農業委員会長に阿部村長

村農業委員会では改選後の初会議を五月十四日開き、会長及び副会長に高橋重助の両氏を選出し

木島 富三	(46・宮の前) 新選挙委員
遠藤 二三雄	(44・宿) 元 "
太田 千代三	(42・蔵新田) 新 "
高橋 俊一	(40・宇戸坂) 前 "
長谷山 直助	(51・地下沢) 前 "
小松 聖	(32・須郷田) 前 "
阿部 重一	(36・十二前) 新 "
小松 修造	(52・寺田) 前 "
渡辺 隆蔵	(39・田代) 新 "
佐々木 宇一郎	(55・大琴) 前 "
志村 金之助	(47・新町) 新 老方農協選任委員
小野 作右エ門	(42・蔵新田) 前 中央農協 "
畑山 寅松	(41・下吹) 前 下郷農協 "
小松 豊	(48・高戸屋) 新 玉米農協 "
高橋 重助	(51・新田) 前 村農共 "
阿部 直一郎	(64・岩館) 前 村議会 "
畠山 耕作	(68・新田) 前 村議会 "

第3回臨時村議会

住吉小・下郷中学校

特別教室増築費を追加

火葬場の設置も決める

第三回村議会臨時会は五月七日役場に招集された。

提出された案件は住吉小学校及び下郷中学校特別教室増築にと

もなう追加予算、農業委員の推せんなど六件で全部原案可決された。主な議案は次のとおり

▽37年度追加予算、追加額五一六万円、総額八、八七九万円。

内訳は住吉小学校特別数増築室

玉米・老方農協役員

玉米・老方両農協の役員選挙は四月二十九日の総会で行われ、結果は次のとおり

【玉米農協】

理事 小松 常太郎(須郷田)
佐藤 文助(黒淵)
岳石 伊左武郎(山崎)
小松 豊(高戸屋)
畠山 誠一郎(袖山)
小松 与惣雄(松柴)
横山 光三郎(石高)
遠藤 博(下小路)
佐藤 源吉(時雨山)
阿部 安蔵(津沢)

監事 阿部 安蔵(津沢)

理事 長沢 毅(老方)
小野 与四雄(寺田)
小松 鉄郎(老方)
小野 治左エ門(上里)
小笠原 清一郎(祝沢)

【老方農協】

事業費三十一万円、下郷中学校同事業費二〇五万円である。

▽火葬場の建設

本年度において村火葬場を蔵字館の内地内に建設する



中央農協では組合員の出資金が一千万円を突破したのでその記念式を四月二十八日、蔵小学校で挙行了した。

わずか二二〇名の組合員でこのような高額の出資は県内では例をみないとのこと、地域の人々の組合育成の熱意のあらわれともいえる。

【写真は中央農協の出資一千万円記念式】

加藤 清(湯出野)
志村 金之助(新町)
畠山 友一(老方)
畠山 菊一(老方)
長谷山 勇一郎(湯出野)

村農業労働力調整協議会の委員一部移動

今度行なわれた農業委員会委員一般選挙によつて村農業労働力調整協議会の委員の一部移動があつたので、去る五月十四日の農業委員会での四氏を新たに選任した。

農業委員 高橋 重助
佐々木 宇一郎
小松 豊
学識経験 長沢 毅

日赤支部長より感謝状

村分区分は三十六年度の赤十字運動に率先して協力し、社員増強に努められたとして日赤支部長より感謝状と記念品を贈られた。

小松氏・二万円寄附
老方小の理科設備に

小松真悦氏(老方)は老方小学校に、理科教材の購入費にあててほしいと二万円寄附された。なお同氏は昨年と同じく一万円寄附されている。

6月26日・村畜産共進会

老方・沼館線県道に昇格

かねて申請してきた旧横荘鉄道線跡地の老方・沼館線の県道昇格は、二月県会を通過し、このほど建設省の承認を受けた。

▽参議院議員の選挙がいよいよ七月一日執行されます。この選挙の主な日程は次のとおりです。

Ⅱ 6月7日・選挙公示、立候補受付
Ⅱ 6月16日・立候補届出期限
Ⅱ 6月28日・開票立会人届出期限
Ⅱ 7月1日・投票日

7月1日 参院選挙

▽参議院には解散という制度が

なく、任期は六年で半数改選であり、選挙区が地方区と全国区に区別されていることなど、衆議院とは異った点のあることはご承知のとおりです。

現在の参議院議員の半数は本年七月七日に、残り半数は昭和四十年六月一日に任期満了となる

参院選挙の補充名簿

申請期日 18日から

参議院議員選挙の補充選挙人名簿は次によつて調整される。この名簿は申請がないかぎり登録できないこととなつていて、該当者は部落長のところにある申請用紙を用い、期限まで

申請されるよう望んでいる。

▽調整現在期日・6月11日

この日で年令や住所期間が計算される。年令では昭和十七年六月十二日以前に生れた人選挙権があり、住所では本年三月十一日前から引続き本村に住所のある人がこの名簿に登録される。なお今回は国の選挙であるから、住所を移して補充名簿に載らなくても、元の住所地の名簿に載つていればそこで投票ができる。

▽申請期間・6月11～18日

この期間に申請することゝなるが、最後の18日は午後5時にしめ切られる。

▽調整期間・6月24日

▽従覧期間・6月25～26日

▽確定期日・6月28日



買収追放・投票総参加の国民運動

が、今回執行される選挙ではこの七月七日満了する一二五人（全国区五〇・地方区七五）のほか、欠員二人を加え合計一二七人を選挙することになります。▽一院の議決に対して起る世論を参考とし、二院はこれを検討は正して議事の慎重を期そうとするこの二院制度の理想を、ぜひ

ひわれわれ国民によつて実現する必要があります。国民にとつてはもつとも重要な選挙であるので棄権することのないよう望みます。

▽過般の国会末期に通過成立して公布された選挙法の一部改正は、今回の選挙では主として候

秋田の人は働きもの

阿部さんからブラジル生活の近況

新天地を求めてブラジルに渡つてから、早くも一年以上を経過した阿部久造さんからその近況を知らせてきた。日本農業の十倍や二十倍には必ずなつてみせると、将来を信じてがんばつておられる阿部さんたちの成功をみんな祈りたい。

（前略）私ども丸一年コーヒー園の農業を無事にやり遂げまし

た。

一年目は何かにつけ慣れないのと、仕事に分らないのでとても難儀でした。でも秋田から来た人たちは男も女もよく働くといわれます。私の居るところは日本語で「大和植民地」と呼んでおります。

正月には主人のところへあいさつにいき、一杯ごちそうになつてから学校にいつて式を行い、その後ビールを飲み、鶏のまる焼きなどで一日を楽しみすこし三日まで休みました。それではこちらの食べ物などについてお知らせしましょう。

生活必需品は主人が用意して日曜日に私どもに配給し

てくれます。そして代金は月末に給金から差し引いてくれます私の家族は私ども夫婦と子どもが四人の計六人ですが、七日間の主な食べ物をあげると米が十五キロ、食用油一リットル、うどん粉一リットル、豚油一リットル、酒はピンガといふ四十五度もあり一リットルぐらい買いますが、これが一番安くてもうまいものです。

砂糖は年に百二十から百三十キロ食べます。驚くことでしようこれはふだんにコーヒーを飲むから沢山必要とするのです。野菜、みそは自給、鶏は沢山放し飼いをしているので毎土曜日に一羽づつ食べます。生魚も売りにきますが、暑いところの魚は寒いところの魚よりおいしくありませんし、値段も高いです。また野菜も日光が強いせいか、日本より固くてまずいです。

でもバナナやミカンなどは百円で背負いきれないほど買うことができます。私の植えたバナナも大分大きくなつております。高いのはリングゴで一個五十円もします。そうじて食べ物には日本に居るときよりはぜいたくです私の主人はブラジル生活が三十五年ぐらいになるそうですが、ここ十四、五年間に急に大きくなり、五百町歩も耕地をもつて四十から五十家族を雇い、トラック四台、自家用車、それに自家発電機などを持ち、とにかく相当なものでこれからもどれだけ大きくなるか分りません。

私たちも落ちついてガツシリ十年のがんばりは必要と思つております。そうしているうちに子どもも一人前になるし、日本農業の十倍や二十倍には必ずなると信じております。

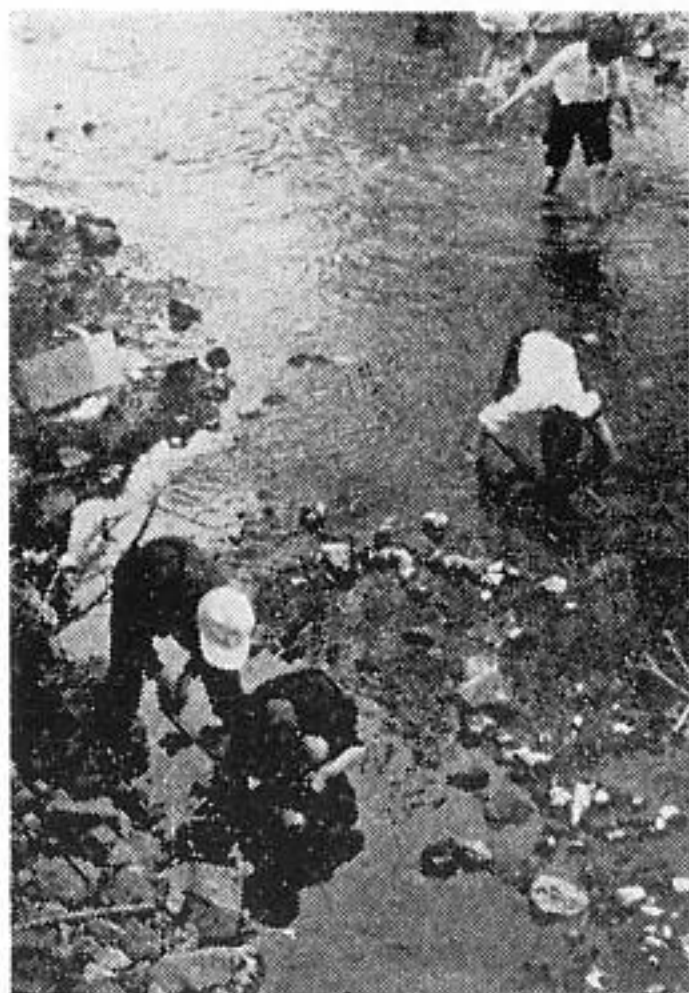
とにかく気候のよいこと、それよりも将来の希望を大きくもつて、やつてゆけるだけでもきてよかつたと思つております。どうです村の皆さん、ブラジルにきてがんばつてみませんか。

【写真は農園にたつ阿部さんたちの家族】

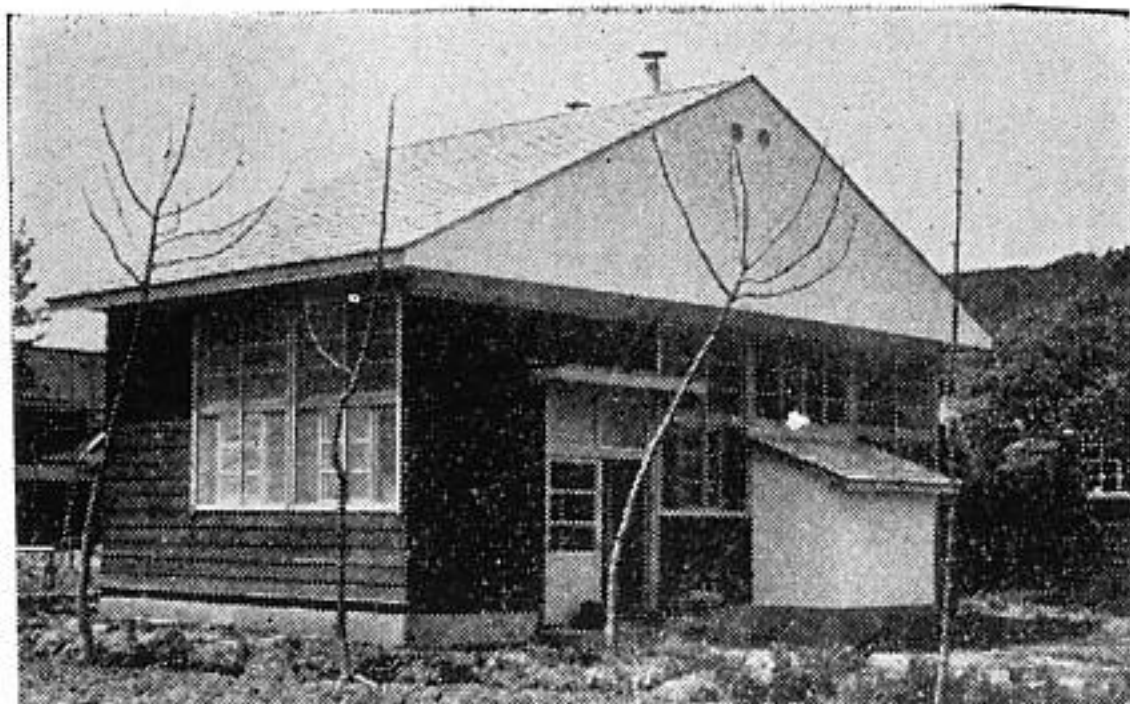
もうカツパの季節

初夏のおとずれとともに水を得たサカナにあらず、水を得た子どもたちの風景があちこちにみられる。

待ちかねたカツパのシーズンの到来である。



りつぱにできた給食室



住吉小学校で給食開始

住吉小学校では五月七日から待望の学校給食を開始した。弁当をかくすことなく、たのしく食べられる給食は偏食をなおし、栄養価も高くバランスのとれた食事ができるの、体位の向上はもとより、父兄たちにも好評サクサク……

以下同校五年生の学校新聞

「どんぐり」から転載して給食をはじめた子どもたちのナマの喜びをお伝えしよう。



ボクたちは今朝からこの時間を待っていたんだぞ！

という子が出てきたのも、生えて初めてのパン給食では当然でしょう。

□□□□□□□□
お金がかかったらうな

そして食物だけでなく

★給食のおばさんもなんぎだらう。

★火をたたくところへ給食室をもう少し大きくしたほうがいいと思う。(保)

など、おばさんたちへの心づかいや

★お金がかかったらうな(久勝)のように設備に対する正直な気持ちもある。

そして食べ終って……

★私は大きくなりたいので、たくさん食べたいと思った。

のように「健康」に目をおく子や

★ぼくは、あれくらいではたりないと思った。

のように「ナントカさかり」もあつた。

とにかく一回だけの感想ではあつたが、その後十日を

給食好調・5年の学級新聞から

ミルクを飲めない子「ゼロ」

★うわあ……すごい。こんなものをほくにかせるへ食べさせるのは、まるで夢のようだ (晃)

★おいしそうだしきれいだ。もようをつけたようだ(幸子)にまじつて、べつに意地悪をしたわけではありませんでした。子どもたちの中ではキレイな子の多いニンジンがまじつていたので

★わたしはニンジンを食べたくないの、はらはすかなかつた。(ミツ)

などいきました。

★あ食べよう！手にとると

★パンは手にとるとブクブク、

わたのようだった。(マリ子)★はなあなが、くわるようにすごいいにおいだ (晃)

□□□□□□□□
パンはせつけん味の

しかし生れてこの方、ベントウゴハンで育ってきた子どもたちのことで、ちよつとかつてがちがう。

★パンはまるでせつけんのおじがした。

というような子もいたし、また★ミルクがあまりうまかつたのでゴビゴビ飲みたかつたけれど、早く飲んだらかじよわなくてへはすかしくてV飲まない。(良治)

★かまぼこは、あながあいていから、その中からあじが出てくるのでないか、と思つた。(吉治郎)

それに、めずらしいものだから★パンをミルクに入れたら、なんだかキャンデーのようになつた。(久勝)

のような食べ方をしているのを見た。でもやはりゴハンが恋しいのか

★たくさん食べたらはらの中がおかしくなつてきた。まだなれなかつたので、お

いしくなかつた。(ルイ子)

□□□□□□□□
食物で得られぬ栄養

いずれにせよ、給食は今のところ順調ですが、それよりも

★おいしいし、おもしろい。(幸子)

のように、先生も生徒も

○みんなで同じものを……

○同じ量だけ……

○同じ時に食べる……

この雰囲気、食物のカロリー計算と同様に大切であると考えたいのです。

楽しい雰囲気……これが子どもたちへの最大の栄養ではないでしょうか。

つわものどもが夢のあと

養田館跡の保存にのりだす



由、とある。

攻め手をなかなか寄せつけなかつたといわれるほど要害堅固でしかも湯出野、寺田、老方地区が一望におさめられる絶好の地にあるこの館跡を長く保存し、そして村民のレクリエーション

復原された薬師像 新町

貴重なものとの折り紙

老方新町にある天護内大権現の本像薬師瑠璃光如来（小松春松さん所有）はこれまで両手をもぎとられたま

古戦場として知られている本村老方地内にある養田館跡の保存をかねて村民の散策地にしようとする話が具体化している。この養田館は由利十二頭時代、旧玉米地区と老方地区一帯を領した小笠原（玉米）信濃守の山城の一つで、古記録には養田ノ館は寺田川ノ上に御座候館にて、玉米殿、仙北よりの軍（いくさ）御請け相成候



儀平衛尉盛房といふ人が願主になつて武蔵国本庄（埼玉県本庄）の国松次兵衛藤原家久に

ユースの一つにしようと、村及び関係者の間で対策を進めているもので、すでに本丸附近の下刈りなど地元民の協力をえて行い、また参道などの用地の話しあいもついている。なおこの保存費にあて、ほしいと、郷土出身の島山国太郎氏から三万円を寄附されている。

【写真は養田館本丸跡より湯出野方面を望む】

まとなつていたがこのほどみごとに復原された。この薬師像は仏体に記された記録によると宝永四年（二百二十三年前）小松

増反地にも農地法十五条の適用はあるか

【問】 私は田畑五反歩を経営する農家でしたが増反地として畑四反歩の開拓地を、昭和二十四年に自作農創設特別措置法の規定で売渡をうけ、一生懸命に開墾し成功検査にも合格いたしました。ところが去年から、家族の病気のため、手が足らなくなつて、増反地のうち一反歩を近所の人に耕作させるため貸しました。今年になつて農業委員会から委員会の許可を受けないと国に買収されるといわれましたが、開拓地でもそんなことがあるのですか。

【答】 開拓地は入植地でも増反地でも、国から売渡をうけた時に売渡通知書に開墾を完了しなければならぬ時期が決めら

れます。そしてこの時期がきまると、知事は、農地として開墾すべき土地についての開墾の進捗はどうか、売渡の際に指定した用途に使用しているかどうかについていわゆる成功検査をします。そして開墾を完了すべき時期から三年たつまでの間は、成功検査の結果、農地に開墾が

農地相談室

できなかつたり、採草放牧地をその用途に使っていないかつたりこの検査前に開拓地を自ら使用せず、他人に貸したりしている

と国が買収することになつていきます（農地法七二条）。また開墾を完了すべき時期から三年たつまでの間（旧措置法で売渡されたものについては売渡の時期から八年経過するまでの

間）に、その開拓地を売買したり貸したりするには農林大臣の適用があります。

質問の開反地は成功検査に合格して、昭和三十二年で農林大臣の許可を要する八年の期間を経過していますから、昭和三十三年から一般の創設地と同じような取扱いになります。すなわち他人に貸そうとする時は、農業委員会の許可を受けなければなりません。

したがつてこの許可を受けずに他人に貸してありますと農地法一五条の規定によつて買収されます。この規定は国から売渡を受けた本人だけでなく、その相続人も含まれます。質問のような場合には農業委員会の許可のおりる理由はあるのですから、必ず許可を事前にうけて、後で買収されることのないよう注意して下さい。（農業委員会）

鑄造させたとある。またいふ伝えによるとこの像はむかし高薬師山の頂上に安置されていたが、なにものかに両手と光背（背にある円い輪）をもぎとられ、それ以来現在の場所に移されたものといわれる。復原には約百万円をかけ、東京の美術彫刻家井戸義男、美術鑄造の大家内山嘉一郎両氏が当られたが、この像の高さ一・一四メートル、幅九十センチの銅製で、その質は現在では作ることのできない良質のものであり、貴重なものだといふ。両氏から激賞されたという。

【写真はみごとに復原された薬師像】

今春の農作業賃金

耕転機	普通田	現金払	一、四〇〇円
馬しろかき	普通田	一、五〇〇	
牛しろかき	普通田	一、四〇〇	
耕転機	反	普通田	一、五〇〇
型	付	一日	八〇〇
田植	男女共	一日	五五〇
除草（機械）	男	一日	四〇〇
除草（手取）	女	一日	三〇〇
一般農林作業	男	一日	四〇〇
	女	一日	三〇〇

この賃金は村農業対策審議会で決めたものであるが、さらに部落産業係長、農協婦人部、婦人会でもこれを守ることを申し合せを行い、全村氏の協力を求めることになった。

労働時間

□午前七時……十一時三〇分まで

□午後一時……六時まで
休息は午前、午後とも各十五分間。